

「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令」の概要

1 改正理由

＜地方自治法等の一部を改正する法律に伴う地方独立行政法人法の一部改正＞

- 「地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）」の成立により、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正が行われることとなった。
- 地方独立行政法人法の一部改正部分において生じる法律の条ずれ（第8第3項→第8条第1項第5号）に伴い、地方独立行政法人法第8条第3項を引用している地方公務員災害補償法施行規則第1条の2について、所要の規程の整備が必要となる。

2 改正内容

「地方自治法等の一部を改正する法律」の成立により、地方独立行政法人法の一部改正が行われることに伴い、地方公務員災害補償法施行規則第1条の2中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

3 施行期日

平成30年4月1日

【参考】

○地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）（抄）

（公務上の災害の範囲）

第一条の二 公務（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五項に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第一に掲げる疾病とする。